

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月14日
【四半期会計期間】	第95期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	乾汽船株式会社
【英訳名】	INUI STEAMSHIP CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 乾 新悟
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町一丁目7番4号
【電話番号】	東京（03）3548 - 3273
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 阿部 健二
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町一丁目7番4号
【電話番号】	東京（03）3548 - 3273
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 阿部 健二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第94期 第3四半期連結 累計期間	第95期 第3四半期連結 累計期間	第94期 第3四半期連結 会計期間	第95期 第3四半期連結 会計期間	第94期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(千円)	10,756,921	12,907,490	4,012,443	3,290,645	14,868,656
経常利益(千円)	999,081	2,185,097	521,724	237,576	1,484,571
四半期(当期)純利益(千円)	681,195	1,343,555	289,343	120,323	983,404
純資産額(千円)	-	-	21,919,647	23,028,876	22,310,732
総資産額(千円)	-	-	28,024,225	31,155,573	30,515,974
1株当たり純資産額(円)	-	-	745.31	782.20	758.61
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	23.16	45.68	9.84	4.09	33.44
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	-	-	78.22	73.84	73.11
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	1,560,324	3,839,289	-	-	254,899
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	1,458,818	78,787	-	-	5,861,385
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	268,813	798	-	-	1,713,609
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	6,429,760	8,478,635	5,365,235
従業員数(人)	-	-	47	44	45

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第94期第3四半期連結累計(会計)期間及び第94期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第95期第3四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	44
---------	----

（注）従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時従業員は少数のため記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	陸上	35
	海上	9
	合計	44

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時従業員は少数のため記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 営業の実績

当第3四半期連結会計期間の営業実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
海運業(千円)	3,290,420	-
その他(千円)	225	-
合計	3,290,645	-

(注)1. 主な相手先別の営業収益実績及びそれぞれの総営業収益実績に対する割合は次のとおりであります。

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日至平成21年12月31日)			当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日至平成22年12月31日)		
相手先	金額 (千円)	割合 (%)	相手先	金額 (千円)	割合 (%)
MOUNT ISA MINES社	300,106	7.5	MOUNT ISA MINES社	325,557	9.9
CARGILL社	275,429	6.9	全国農業協同組合連合会	284,430	8.6
豊田通商(株)	272,189	6.8	伊藤忠商事(株)	232,302	7.1
RADIATA EXPORTS社	259,507	6.5	SEALASKA社	197,819	6.0

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」の内容について、重要な変更はありません。また、当四半期連結会計期間において、重要な影響を及ぼす可能性のある事項は発生しておりません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日～平成22年12月31日)の世界経済は、全体として景気回復基調にはあるものの、先行きの不透明感が残っております。米国経済は輸出や設備投資が緩やかに増加しているものの、雇用情勢の厳しさが続き、域内格差が鮮明な欧州に関しても、雇用の厳しさに加え、金融システムに対する懸念が払拭されおらず、安定感に欠けた状態が続いております。その中であって高成長を続ける中国・インドを始めとしたアジア経済が牽引役を担ってきており、全体として高いレベルの成長を維持しつつ堅調に推移しております。一方、我が国経済は、経済対策効果の剥落や一段の円高進行・長期化により事業環境は厳しさを増し、景況感が悪化しており、依然として厳しい状況が続いております。

当社の事業を取り巻く環境としては、運賃及び用船市況については、昨年度に引き続き緩やかな回復基調にありましたが、中国等の荷動き減少を受け、7月にかけて市況が下落した後、一旦回復したもののその後は再び下落傾向にあり、景気停滞に加えて、自然災害による荷動き減少や円高動向も重なり、先行きの不透明感が強まって来ております。

当第3四半期連結会計期間の業績につきましては、燃料油価格の高騰や上述のような事業環境の悪化などが相俟って、期初の予想を大きく上回った第2四半期連結累計期間の業績に対する更なる上積みへの重石となりました。具体的な数字といたしましては以下の通りであります。

(単位：損益は百万円、為替は円/US\$、燃料油はUS\$/MT)

	当第1四半期 連結会計期間	当第2四半期 連結会計期間	当第3四半期 連結会計期間	前第3四半期 連結会計期間	前年同四半期比増減
売上高	4,957	4,659	3,290	4,012	721
営業利益	1,186	929	268	450	182
経常利益	1,066	881	237	521	284
四半期純利益	696	526	120	289	169
円ドル為替レート	91.42	87.64	83.34	90.49	-
燃料油価格	499	484	493	448	-

注)平成23年3月期第1四半期及び第2四半期に関わる連結経営成績に関する定性的情報については、当該四半期報告書をご参照下さい。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は8,478百万円となり、第2四半期連結会計期間末に比べ908百万円減少(前年同四半期末比2,048百万円の増加)となりました。なお、当第2四半期から新たにMMFによる運用を開始しており、このMMFは四半期連結貸借対照表において有価証券に含めて表示しております。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により減少した資金は135百万円(前年同四半期は1,253百万円の減少)で、これは主に税金等調整前四半期純利益233百万円、減価償却費528百万円、たな卸資産の増加125百万円、売上債権の増加275百万円等及び法人税等の支払額408百万円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により減少した資金は1,422百万円(前年同四半期は1,915百万円の減少)で、これは主に船舶購入等の有形固定資産の取得によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により増加した資金は789百万円(前年同四半期は830百万円の増加)で、これは主に設備投資資金1,007百万円の新規調達によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、当社の株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切でありこのような者に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組み

当社は、当社株券等に対する大量買付が行われた際に、その大量買付等が不適切なものでないかどうかを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断し、平成20年5月21日開催の当社取締役会において当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策：以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしました。なお、本プランは平成20年6月27日開催の当社定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいております。

本プランの概要は、以下のとおりです。

(a) 目的

本プランは、当社株券等の大量買付等が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付等を抑制し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とします。

(b) 対象となる買付等

本プランは、以下 又は に該当する当社株券等の買付若しくはこれに類似する行為又はその提案（以下併せて「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付

当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(c) 対抗措置の発動に係る手続の概要

上記(b) 又は に該当する買付行為がなされた場合、当社取締役会は買付者等に対し、必要情報並びに買付説明書について提出を求め、これら必要情報等を速やかに独立委員会に提供いたします。これら必要情報等が独立委員会に提供されてから最長60日間の検討期間を経て買付行為に関する対応策を決定いたします。

買収者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等には、当社は、会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）として、当社取締役会の決議により、買収者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株券等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権の無償割当てを実施し、当該買付等に対抗いたします。

なお、当社取締役会は、対抗措置の実施、不実施の判断については、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重して速やかに係る取締役会の決議を行います。

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下 において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。）をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行ったりすること等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

当社は、次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- ・ 本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。
- ・ 本プランは、株主総会において株主の皆様承認を得たものであり、その有効期間は、平成20年6月27日以後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。ただし、本プランの有効期限の満了前であっても、当社の株主総会において承認決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの導入及び廃止は、株主の皆様意思に基づくこととなっております。
- ・ 当社取締役会の恣意的判断を排除するため、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置し、当社株券等に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規程に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととしています。また、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者の助言を得ることができることとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みになっています。このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様情報開示をすることとしており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。
- ・ 本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。
- ・ 本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、係る取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、在外子会社DELICA SHIPPING S.A. は、次のとおり主要な設備を新設しております。

新設

在外子会社

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	隻数	投資額 (百万円)	完了年月	完成後の増加能力 積載重量トン数 (キロトン)
DELICA SHIPPING S.A. (パナマ共和国パナマ市)	海運業	船舶	1	1,401	平成22年11月	29,678

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	29,429,335	29,429,335	(株)東京証券取引所 (株)大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数 は、100株です。
計	29,429,335	29,429,335	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成22年6月25日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	5,890
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	589,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	580(注1)
新株予約権の行使期間	自平成24年8月11日 至平成28年8月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 580 資本組入額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

(注)1. 新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき、次の または を行う場合、行使価額をそれぞれ次の

算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(注) 2.

対象者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の役員、または使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職、傷病等に基づく就労不能による退任・退職、または取締役会が特別にその後の本新株予約権の保有および行使を認めた場合はこの限りでない。

本新株予約権の相続は認めない。

その他権利の行使の条件は、第94回定時株主総会および取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

(注) 3.

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(数)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成22年10月1日 ～平成22年12月31日	-	29,429,335	-	3,351,682	-	2,098,314

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間の末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 19,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 29,402,600	294,026	-
単元未満株式	普通株式 7,535	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	29,429,335	-	-
総株主の議決権	-	294,026	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株(議決権の数30個)含まれております。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
乾汽船株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目7番4号	19,200	-	19,200	0.06
計	-	19,200	-	19,200	0.06

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	717	681	634	594	570	505	471	507	521
最低(円)	673	575	551	527	472	461	403	399	479

(注) 最高・最低株価については、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「海運企業財務諸表準則」（昭和29年運輸省告示第431号）及び「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高		
海運業収益及びその他の営業収益	10,756,921	12,907,490
売上原価		
海運業費用及びその他の営業費用	2 9,116,000	2 9,816,103
売上総利益	1,640,921	3,091,386
一般管理費	1 704,109	1 706,321
営業利益	936,811	2,385,064
営業外収益		
受取利息	34,263	34,121
受取配当金	53,226	58,306
保険解約返戻金	54,348	-
船舶燃料受渡差額金	55,960	23,518
法人税等還付加算金	-	25,172
その他	36,688	9,460
営業外収益合計	234,486	150,579
営業外費用		
支払利息	22,761	79,050
為替差損	138,289	247,118
その他	11,165	24,377
営業外費用合計	172,216	350,546
経常利益	999,081	2,185,097
特別利益		
投資有価証券売却益	186,139	-
用船契約解約金	-	92,587
特別利益合計	186,139	92,587
特別損失		
投資有価証券評価損	6,787	-
ゴルフ会員権評価損	5,175	3,728
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	6,652
その他	-	211
特別損失合計	11,962	10,592
税金等調整前四半期純利益	1,173,258	2,267,093
法人税、住民税及び事業税	598,585	1,194,917
法人税等調整額	106,521	271,380
法人税等合計	492,063	923,537
少数株主損益調整前四半期純利益	-	1,343,555
四半期純利益	681,195	1,343,555

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高		
海運業収益及びその他の営業収益	4,012,443	3,290,645
売上原価		
海運業費用及びその他の営業費用	₂ 3,344,257	₂ 2,775,709
売上総利益	668,186	514,935
一般管理費	₁ 217,750	₁ 246,657
営業利益	450,435	268,278
営業外収益		
受取利息	8,937	8,233
受取配当金	11,490	30,369
有価証券運用益	17,967	-
為替差益	37,927	-
船舶燃料受渡差額金	8,748	12,582
その他	1,084	1,280
営業外収益合計	86,156	52,465
営業外費用		
支払利息	6,556	25,869
有価証券運用損	-	10,900
為替差損	-	36,037
船舶燃料受渡差額金	7,663	6,691
その他	647	3,667
営業外費用合計	14,867	83,166
経常利益	521,724	237,576
特別損失		
投資有価証券評価損	6,787	-
ゴルフ会員権評価損	5,175	3,728
特別損失合計	11,962	3,728
税金等調整前四半期純利益	509,761	233,848
法人税、住民税及び事業税	114,072	92,865
法人税等調整額	106,345	20,658
法人税等合計	220,417	113,524
少数株主損益調整前四半期純利益	-	120,323
四半期純利益	289,343	120,323

(2) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,064,841	7,330,485
海運業未収金	677,876	399,165
有価証券	3,620,083	244,959
貯蔵品	711,469	587,453
繰延及び前払費用	254,666	261,812
その他	506,213	1,388,373
流動資産合計	10,835,151	10,212,250
固定資産		
有形固定資産		
船舶(純額)	13,550,913	13,676,190
その他(純額)	1,476,131	1,471,828
有形固定資産合計	15,027,045	15,148,019
無形固定資産		
	4,627	6,888
投資その他の資産		
投資有価証券	4,897,457	4,741,168
その他	418,817	435,172
貸倒引当金	27,524	27,524
投資その他の資産合計	5,288,749	5,148,816
固定資産合計	20,320,422	20,303,724
資産合計	31,155,573	30,515,974
負債の部		
流動負債		
海運業未払金	853,177	1,201,497
短期借入金	966,816	1,075,988
未払法人税等	790,608	-
賞与引当金	6,626	24,961
役員賞与引当金	-	21,000
その他	511,633	634,433
流動負債合計	3,128,861	2,957,879
固定負債		
長期借入金	4,522,045	4,416,769
繰延税金負債	91,215	473,087
退職給付引当金	55,483	49,577
特別修繕引当金	283,083	250,750
その他	46,007	57,177
固定負債合計	4,997,835	5,247,361
負債合計	8,126,696	8,205,241

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,351,682	3,351,682
資本剰余金	2,098,314	2,098,314
利益剰余金	17,190,391	16,140,726
自己株式	6,272	6,249
株主資本合計	22,634,116	21,584,474
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	488,597	123,074
繰延ヘッジ損益	289	9,853
為替換算調整勘定	859,186	859,186
評価・換算差額等合計	370,299	726,257
新株予約権	24,460	-
純資産合計	23,028,876	22,310,732
負債純資産合計	31,155,573	30,515,974

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,173,258	2,267,093
減価償却費	1,281,885	1,541,649
株式報酬費用	-	24,460
賞与引当金の増減額(は減少)	20,300	18,334
特別修繕引当金の増減額(は減少)	63,250	32,333
受取利息及び受取配当金	87,489	92,428
支払利息	22,761	79,050
投資有価証券売却損益(は益)	186,139	-
投資有価証券評価損益(は益)	6,787	-
為替差損益(は益)	120,516	249,045
未収消費税等の増減額(は増加)	10,642	7,453
たな卸資産の増減額(は増加)	294,626	124,015
売上債権の増減額(は増加)	183,596	278,711
仕入債務の増減額(は減少)	159,601	346,055
その他	150,719	2,624
小計	1,596,627	3,344,164
利息及び配当金の受取額	90,895	91,285
利息の支払額	22,773	78,263
法人税等の還付額	-	896,855
法人税等の支払額	3,225,073	414,752
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,560,324	3,839,289
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	-	2,126,050
有形固定資産の取得による支出	1,896,878	1,414,616
無形固定資産の取得による支出	777	768
投資有価証券の取得による支出	493,540	727,128
投資有価証券の売却による収入	819,480	-
投資有価証券の償還による収入	128,521	141,730
貸付金の回収による収入	4,380	-
その他	20,004	204,055
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,458,818	78,787
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	1,000,000	1,007,062
長期借入金の返済による支出	507,055	711,117
自己株式の取得による支出	2	23
配当金の支払額	761,756	295,123
財務活動によるキャッシュ・フロー	268,813	798
現金及び現金同等物に係る換算差額	136,023	647,900
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,423,980	3,113,399

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の期首残高	9,853,740	5,365,235
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 6,429,760	1 8,478,635

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益は554千円、税金等調整前四半期純利益は7,206千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は6,652千円であります。

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
 該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
 該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 一般管理費のうち主な費目		
役員報酬	110,582 千円	121,523 千円
従業員給与	187,267 "	190,917 "
福利厚生費	65,727 "	68,478 "
賞与引当金繰入額	5,928 "	6,432 "
退職給付引当金繰入額	16,022 "	11,019 "
減価償却費	13,643 "	11,269 "
2. 上記を除く引当金繰入額の 内容及び金額		
海運業費用の内		
賞与引当金繰入額	399 千円	194 千円
退職給付引当金繰入額	5,730 "	1,587 "
特別修繕引当金繰入額	63,250 "	77,750 "

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1. 一般管理費のうち主な費目		
役員報酬	38,410 千円	41,760 千円
従業員給与	56,495 "	59,832 "
福利厚生費	20,865 "	21,986 "
賞与引当金繰入額	5,928 "	6,432 "
退職給付引当金繰入額	1,042 "	2,531 "
減価償却費	4,736 "	4,109 "
2. 上記を除く引当金繰入額の 内容及び金額		
海運業費用の内		
賞与引当金繰入額	399 千円	194 千円
退職給付引当金繰入額	708 "	1,132 "
特別修繕引当金繰入額	21,750 "	27,250 "

(四半期連結貸借対照表関係)

項目	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1.有形固定資産の減価償却累計額	20,543,508 千円	19,006,419 千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
	1.現金及び現金同等物の 四半期末残高と四半期 連結貸借対照表に掲記 されている科目の金額 との関係	現金及び預金 6,429,760 千円 現金及び現金同等物 6,429,760 千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1.発行済株式の種類及び総数

普通株式 29,429,335 株

2.自己株式の種類及び株式数

普通株式 19,340株

3.新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 24,460千円

(注)ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4.配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	294,100	10.0	平成22年 3月31日	平成22年 6月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

<p>前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)</p>
<p>当社及び連結子会社の営んでいる事業のうち、海運業の売上高及び営業利益の金額は、全体の売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。</p>

<p>前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)</p>
<p>当社及び連結子会社の営んでいる事業のうち、海運業の売上高及び営業利益の金額は、全体の売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。</p>

【所在地別セグメント情報】

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日至平成21年12月31日)				
	日本 (千円)	パナマ (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	4,012,443	-	4,012,443	-	4,012,443
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	42,364	913,958	956,322	(956,322)	-
計	4,054,807	913,958	4,968,766	(956,322)	4,012,443
営業利益	434,930	15,505	450,435	-	450,435

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年12月31日)				
	日本 (千円)	パナマ (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	10,756,921	-	10,756,921	-	10,756,921
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	120,364	2,618,194	2,738,558	(2,738,558)	-
計	10,877,285	2,618,194	13,495,479	(2,738,558)	10,756,921
営業利益又は営業損失()	991,236	54,424	936,811	-	936,811

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）

	北米	ヨーロッパ	アジア	オセアニア	その他	計
海外売上高（千円）	672,427	230,894	109,541	638,129	104,251	1,755,244
連結売上高（千円）	-	-	-	-	-	4,012,443
連結売上高に占める 海外売上高の割合（%）	16.8	5.8	2.7	15.9	2.6	43.7

（注）1．国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2．各区分に属する主な国又は地域

- (1) 北米.....アメリカ、カナダ
- (2) ヨーロッパ.....ドイツ、ノルウェー、オランダ、フランス、ベルギー
- (3) アジア.....マレーシア、香港、シンガポール、韓国、中国
- (4) オセアニア.....オーストラリア、ニュージーランド、バヌアツ
- (5) その他.....パナマ、アフリカ

3．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年12月31日）

	北米	ヨーロッパ	アジア	オセアニア	その他	計
海外売上高（千円）	1,500,076	868,983	243,170	2,015,230	104,295	4,731,755
連結売上高（千円）	-	-	-	-	-	10,756,921
連結売上高に占める 海外売上高の割合（%）	13.9	8.1	2.3	18.7	1.0	44.0

（注）1．国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2．各区分に属する主な国又は地域

- (1) 北米.....アメリカ、カナダ
- (2) ヨーロッパ.....ドイツ、ノルウェー、オランダ、フランス、ベルギー
- (3) アジア.....マレーシア、香港、タイ、シンガポール、韓国、中国
- (4) オセアニア.....オーストラリア、ニュージーランド、バヌアツ
- (5) その他.....パナマ、アフリカ

3．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年12月31日）及び当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、当社（乾汽船株式会社）および子会社2社（DELICA SHIPPING S.A./GRIFFITH S.A.）により構成されております。

主な事業内容は外航海運業であり、当社および子会社2社の所有船舶、ならびに船主（同業他社）より定期用船した船舶の自社運航と、用船者（同業他社）への定期用船を行っております。

海運業の社内における利益評価は各航海単位となっております。したがいまして、当社の報告セグメントは「海運業」としております。

その他に兵庫県に戸建住宅を所有しており、賃料収入を得ています。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当社グループは、海運業の比率が極めて高く、その他に関しては重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、売上高に関しましては、第2「事業の状況」1(1)営業の実績に記載しております。

（追加情報）

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 782.20円	1株当たり純資産額 758.61円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 23.16円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 45.68円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	681,195	1,343,555
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	681,195	1,343,555
期中平均株式数(千株)	29,410	29,410
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	平成22年6月25日定時株主総会決議ストックオプション(新株予約権)普通株式589,000株 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 9.84円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 4.09円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	289,343	120,323
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	289,343	120,323
期中平均株式数(千株)	29,410	29,410
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	平成22年6月25日定時株主総会決議ストックオプション(新株予約権)普通株式589,000株 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

乾汽船株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市裕之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神前泰洋 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている乾汽船株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結貸借対照表及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、乾汽船株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2.四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月14日

乾汽船株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市裕之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神前泰洋 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている乾汽船株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結貸借対照表及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、乾汽船株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。